

東北生活文化大学

令和4年度
追評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

1 東北生活文化大学

I 追評価結果

【判定】

追評価の結果、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

令和 2(2020)年度の認証評価において、基準 5「経営・管理と財務」を満たしていないとして、判定を不適合とした。

認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に追評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの追評価

基準 5. 経営・管理と財務

【追評価】

基準 5 を満たしている。

5-2. 理事会の機能

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 寄附行為第 6 条第 1 項第 3 号の理事の選任について、「評議員会の意見を聞いて理事会で選任した者」と規定されているが、評議員会の意見を聴かずに選任していることについて改善を要する。
- 理事会の議決を経ずに、文部科学省への学則変更の届出を提出している点は、改善が必要である。
- 「資金運用管理規程」では「資金運用計画」を作成し理事会の承認を経ると規定されているが、「資金運用計画」が理事会に諮られておらず、規則に従った運用を行うよう改善が必要である。

【追評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「寄附行為第 6 条第 1 項第 3 号の理事の選任について、『評議員会の意見を聞いて理事会で選任した者』と規定されているが、評議員会の意見を聴かずに選任していることについて改善を要する。」について、令和 3(2021)年 3 月 27 日開催の評議員会、理事会で改め

て審議し、選任されたことが確認できた。

「理事会の議決を経ずに、文部科学省への学則変更の届出を提出している点は、改善が必要である。」について、文部科学省に手続きを確認した上で、令和 3(2021)年 4 月 5 日付で「東北生活文化大学学則変更届の差し替えについて (お願い)」を提出していることが確認できた。

「資金運用管理規程」では「資金運用計画」を作成し理事会の承認を経ると規定されているが、「資金運用計画」が理事会に諮られておらず、規則に従った運用を行うよう改善が必要である。」について、平成 30(2018)年 10 月 28 日開催の理事会において、「資金運用計画」ではなく「資金運用について」という議案で審議されている。また、「資金運用管理規程」が改正され、「資金運用計画」の様式が定められ、今後は議題を「資金運用計画 (案)」とすることが確認できた。

5-4. 財務基盤と収支

追評価の範囲 (認証評価時の改善を要する点)

- 「中期将来構想 (計画)」に掲げた期間において、計画に基づいて財務運営を行った場合も、法人全体・大学単体いずれの教育活動収支差額も支出超過が見込まれる点は、安定した財務基盤が確立されるとはいえ、改善が必要である。
- 経常収支差額が恒常的に支出超過である状況から、適切な在籍学生数の確保に努め、収支均衡に向けた改善が必要である。

【追評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期将来構想 (計画)」に掲げた期間において、計画に基づいて財務運営を行った場合も、法人全体・大学単体いずれの教育活動収支差額も支出超過が見込まれる点について、令和 2(2020)年度の美術学部の設置以降、在籍学生数が増加し、令和 4(2022)年度に収容定員を上回ることができた。

収支の均衡に向けた取組みとして、東北生活文化大学高等学校との連携、高校アプローチシステムの導入などを行っており、継続的な入学者確保に結びついている。

